

# JIS

## 情報技術－ユーザシステムインタフェース 及びシンボル－アイコン及び機能－ 第6部：動作アイコン

JIS X 9303-6 : 2006  
(ISO/IEC 11581-6 : 1999)  
(JBMIA/JSA)

平成 18 年 11 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本湖業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	石 崎 俊	慶應義塾大学
(委員)	浅 野 正一郎	国立情報学研究所
	伊 藤 章	財団法人日本規格協会
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	大久保 彰 徳	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	小 川 義 久	財団法人日本情報処理開発協会
	笥 捷 彦	早稲田大学
	木 戸 彰 夫	日本アイ・ビー・エム株式会社
	後 藤 志津雄	株式会社日立製作所
	設 楽 哲	社団法人電子情報技術産業協会
	関 根 千 佳	株式会社ユーディット
	田 中 謙 治	総務省
	中井川 禎 彦	総務省
	中 村 泉 之	日本銀行金融研究所
	成 田 博 和	富士通株式会社
	平 野 芳 行	日本電気株式会社
	伏 見 諭	社団法人情報サービス産業協会
	藤 村 是 明	独立行政法人産業技術総合研究所
	宮 澤 彰	国立情報学研究所
	山 本 喜 一	慶應義塾大学
	渡 辺 裕	早稲田大学

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 18.11.20

官 報 公 示：平成 18.11.20

原 案 作 成 者：社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

(〒105-0003 東京都港区西新橋 3-25-33 NP 御成門ビル TEL 03-5472-1101)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 石崎 俊)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電子標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会(JBMIA)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO/IEC 11581-6:1999**, Information technology—User system interfaces and symbols—Icon symbols and functions—Part 6: Action icons を基礎として用いた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

**JIS X 9303** の規格群には、次に示す部編成がある。

- JIS X 9303-1** 第 1 部：アイコン一般
- JIS X 9303-2** 第 2 部：オブジェクトアイコン
- JIS X 9303-3** 第 3 部：ポインタアイコン
- JIS X 9303-6** 第 6 部：動作アイコン

## 目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 適合性.....	1
3. 引用規格.....	2
4. 定義.....	2
5. 動作アイコンの概念的構成.....	2
6. 動作アイコンに対する要求事項及び推奨事項.....	2
6.1 要求事項.....	2
6.2 推奨事項.....	3
7. 動作アイコンの仕様.....	3
7.1 一般動作アイコン.....	3
7.2 ファイル動作アイコン.....	4
7.3 印刷動作アイコン.....	6
7.4 編集動作アイコン.....	7
7.5 コマンド反転動作アイコン.....	8
7.6 テキスト動作アイコン.....	9
解 説.....	16

# 情報技術—ユーザシステムインタフェース 及びシンボル—アイコン及び機能— 第6部：動作アイコン

## Information technology—User system interfaces and symbols— Icon symbols and functions—Part 6: Action icons

**序文** この規格は、1999年に第1版として発行された **ISO/IEC 11581-6**, Information technology—User system interfaces and symbols—Icon symbols and functions—Part 6: Action icons を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある“参考”は、原国際規格にはない事項である。

使用者は、動作アイコンによって、あらかじめ選択された又はあらかじめ設定されたオブジェクトに作用する機能呼び出すことができる。動作アイコンによって開始される機能は、メニュー上のテキストコマンドによって利用することができる。動作アイコンは、それらのテキストコマンドを図式表現することによって、機能をより直接的に使用できるようにする。

この規格に含まれているアイコン機能及びグラフィックは、現在のプラットフォーム及びアプリケーション全体に共通した用途に基づいて選ばれた。

**1. 適用範囲** この規格は、画面上に表示され、使用者が操作及び対話することができ、かつ、データ又はコンピュータシステムの機能を表すアイコンについて規定する。この規格は、動作アイコンを取り扱う。動作アイコンは、使用者に意図した動作を連想させるオブジェクトを使って動作を表現する。この規格は、画面上の動作アイコンと使用者との対話、及びその外観について規定する。他の種類のアイコンは、この規格群の他の部で規定する。

**備考** この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、**ISO/IEC Guide 21**に基づき、IDT（一致している）、MOD（修正している）、NEQ（同等でない）とする。

**ISO/IEC 11581-6:1999**, Information technology—User system interfaces and symbols—Icon symbols and functions—Part 6: Action icons (IDT)

**参考** 原国際規格には記述されていないが、新しいポインタアイコンを規格に追加する場合は、**JIS X 9303-2**の**附属書 A**に従って提出する。

**2. 適合性** システム、アプリケーション又はアイコン群（一つ以上のアイコン）がこの規格に適合するには、そのシステム又はアプリケーションで使用者が利用できるすべての動作アイコンが、**JIS X 9303-1**の**5.及び6.1**に適合し、かつ、**6.1.1～6.1.3**に適合しなければならない。